

シェパード・マリン法律事務所
弁護士法人虎門中央法律事務所

経済的困難にある米国会社の戦略的取得方法

Acquiring Strategically Important U.S. Assets of Financial Troubled Companies

米国では、苛烈な製造物責任、懲罰賠償制度などがあるため、技術やノウハウに特筆すべきものを持っているものの経済的苦境にある会社を M&A により取得するには、日本の再建的倒産手続の母法ともいえる米国のいわゆるチャプターイレブンが通常のビジネスとして用いられています。しかし、チャプターイレブンの現在の実務については、日本では広く紹介されているともいえません。ティリングハスト弁護士が来日されるのを機に、企業の皆さんに、チャプターイレブンとこれもちいての会社（財産）の取得の方法について、講演を依頼しました。きっと皆様の実務のご参考になるとと思いますので、是非ふるってご参加下さい。

【 日 時 】 平成 28 年 6 月 10 日（金）
13 時 00 分 から 15 時 00 分（受付：12 時 30 分より）

【 会 場 】 TKP 東京駅前カンファレンスセンター 4 階 カンファレンスルーム 4A
※会場案内図をご覧ください。

【 講 師 】 弁護士 エドワード・H・ティリングハスト 3 世



シェパード・マリン法律事務所 ニューヨークオフィス パートナー
レイクフォレストカレッジ学士号、シカゴセントカレッジ法務博士号

ティリングハスト弁護士はシェパード・マリン法律事務所のパートナーでありファイナンス・倒産部門のグループリーダーでもある。1997 年以降は同事務所の上海オフィスにも定期的に滞在し、倒産手続に関連する訴訟の代理人を務めている。

ティリングハスト弁護士は、再生手続、国際倒産手続、債権者の権利および関連訴訟、財務悪化企業の買収、破産関連のアドバイスを専門とする。アジア、オーストラリア、ヨーロッパ、ロシア、南米および米国という多くの地域に顧客を持ち、米国最高裁判所、第 2・第 3 区巡回控訴裁判所、多数の破産裁判所、地方裁判所の訴訟で代理人を務めた経験を持つ。債務者、債権者委員会、機関投資家、信託管理人、ディストレスト資産購入者を代理してきた。又、チャプターイレブン関連の案件でも重要な役割を果たしてきた。（例：アメリカン航空：債務者特別代理人、アロハ航空：債務者特別代理人、エンロン：債権者/資産取得者、リーマン・ブラザーズ：債権者、ウェスタン・ユニオン：債務者他多数）

ティリングハスト弁護士は、2009 年、2014 年、2015 年に Legal 500 誌の破産 & 国際再建手続分野にて選出された。他にも Expert Guides 誌にて 2015 年にはバンキング、ファイナンス、取引法分野の The World's Leading Lawyers に、2013 年及び 2014 年には破産・再生手続の Leading Lawyers に選出される等の数々の受賞歴を有している。

【 司 会・逐次通訳】

弁護士・ニューヨーク州弁護士 苗村 博子

虎門中央法律事務所 大阪事務所 所長
1983 年大阪大学法学部卒、1996 年シカゴ大学ロースクール LLM 終了
M & A、知財、倒産事件等多種の企業法務を専門とする。過去にも M & A に関するセミナーを多数行う。

弁護士・ニューヨーク州弁護士 佐藤 有紀

一橋大学法学部卒・南カリフォルニア大学ロースクール LLM 終了
外資系渉外法律事務所等において多くのクロスボーダー案件に関与した後、2013 年 10 月より弁護士法人苗村法律事務所（現弁護士法人虎門中央法律事務所）東京事務所。多数の M&A、投資、資本業務提携等のプロジェクトに関与し、ストラクチャリング、契約作成・交渉、法令や取引所規則に基づく届出等を行っている。

※申し込み方法等は裏面をご覧ください。

【定 員】 40 名

【言 語】 英語/日本語（英語は逐次通訳対応）

【参 加 費】 無料

【申込方法】 参加申込書に必要事項をご記入の上 E メール又は F A X にてお申込ください。

【申込締切日】 平成 28 年 6 月 3 日（金）
※定員になり次第締切らせていただきます。

会場案内

- TKP 東京駅前カンファレンスセンター
4 階 カンファレンスルーム 4A
(東京都中央区八重洲 1-5-20)

- ◇ JR「東京駅」八重洲北口 1 より徒歩 1 分
- ◇ 東京メトロ銀座線、都営浅草線「日本橋(東京)駅」A
3 出口より徒歩 3 分
- ◇ 東京メトロ丸の内線・千代田線・半蔵門線、都営三田
線「大手町駅」B9 出口より徒歩 3 分



平成 28 年 6 月 10 日「米国倒産法を用いての M&A セミナー」参 加 申 込 書

下記にご記入の上、虎門中央法律事務所大阪事務所宛に E メール、F A X、または郵便でお申し込みください。後日 E メールで受講票をお送り致します。受講日当日にご持参ください。

FAX 番号:06-4709-0131

e-mail address: seminar@namura-law.jp

貴 社 名			
住 所	〒		
電 話 番 号		FAX 番 号	
参加者氏名	所属部課名	役 職 名	E-mail アドレス

* 直前や無断でのキャンセルは会場の都合もありくれぐれもご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

お申込・ご照会先 : 虎門中央法律事務所大阪事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 6 番 8 号 堂島ビルディング 7 階

TEL : 06-4709-1170 FAX : 06-4709-0131